

二七二 三崎戒嚴地区司令部の「レイニン」号入

港の件通告

横浜水上警察署ヨリノ報告ニヨレバ十二日午後一時露船「レイニン」横浜ニ入港夜陸上陸ノ疑アリ注意ヲ要ス

大正十二年九月十三日

三崎戒嚴地区司令部

(三崎町役場「震災関係書類」(大正一二年)三浦市役所蔵)

二七三 管下町村長警察官に対する三崎戒嚴地区

指揮官の告諭

管下町村長警察官憲ニ告諭

本職曩ニ戒嚴司令官ノ命ヲ奉シテ着任初頭諸官ヲ会シテ治安ノ維持糧食ノ配給災害ノ復旧等ニ関シ説示スル所アリシガ爾來各官憲ノ協力ト奮励トニ依リ着々其功ヲ収メ今ヤ諸事面目ヲ新ニスルニ至リシハ諸官ト共ニ慶賀スル所ニシテ深く連日ノ勞ヲ多トス
窃ニ惟フニ災害以來 陛下ノ御宸襟ヲ惱マサレツツアルハ恐懼措ク能ハサル所ニシテ頃日大詔ヲ煥発セラレ事局ニ処スルノ大綱ヲ指示シ賜ヒテ更ニ不日侍從武官ヲ当地ニ差遣セラレ具ニ状況ヲ視察セシ

メ賜フ觀慮ノ程感激ニ堪ヘサルナリ

諸官ハコノ際一層奮勵善後ノ策ニ努力シ万遺憾ナキヲ期セラル可シ若シ夫レ現下最モ顧慮ヲ要スベキ伝染病ノ予防ニ関シテハ已ニ戒嚴司令官ヨリ指示サレシ処コノ際事前ニ於ケル十二分ノ警戒ヲ望ム

大正十二年九月十七日

三崎戒嚴地区指揮官 森 初次

(三崎町役場「震災関係書類」(大正一二年)三浦市役所蔵)

二七三 鎌倉郡下警備隊配置状況等に関する件報告

号外

大正十二年九月十七日

川口村長(印)

鎌倉郡役所御中

警察隊配備ニ関スル件

本月十四日付ヲ以テ首題ノ件御照会ニ相成調査候処本村内ニハ警備隊人員左記ノ通りニ候条此段及回報候也

記

種別 人員
将校 一 一

第3章 関東大震災

下士	一
志願兵	二
兵卒	二一
計	三五

亥深収第七四六号

大正十二年九月十七日

鎌倉郡長殿

号外大正十二年九月十四日付警備隊配備ニ関スル件

一本村ニハ警備隊ノ駐屯 ナシ

一 企 上

必要ナシト認ム

豊収第九五一号

回 答

大正十二年九月十七日

豊田村長(印)

鎌倉郡長殿

警備隊配備ニ関スル件

本月十四日付号外ヲ以テ御照会ノ首題ノ件ニ対シ取り調候処目下兵

員ノ駐屯ヲ煩ハスノ様無之ニ付此段及御回答候也

大正十二年九月十七日

川上村長代理助役(印)

鎌倉郡長殿

警備隊配備ニ関スル件

目下本村ニ駐屯スル兵員ハ五名ニ之アリ候へ共全然五名ニテハ到底
 全村警備候ハ非常ニ困難ノコトニ有之候因テ此外枢要ノ個所ニ一個
 所配備相成リ度尙後兵員五名御派遣相成度右之通り廻報候也

小発号外

大正十二年九月十六日

小坂村玉繩村組合長代理 小林駒治郎(印)

鎌倉郡長 茂 義孫殿

大正十二年九月十四日号外ヲ以テ御照会ニ相成候警備隊配備ニ関ス
 ル件目下大船駅ニ本部兵員五拾名小坂村台ノ分遣所ニ八名小坂玉繩
 村ノ要所々々ハ右兵員ヲ以テ巡回警備ス依テ右兵員ニテ両村ノ警備
 ハ先以テ足レリト意思ス

右報告候也

大発号外

大正十二年九月十四日

大正村長 (印)

鎌倉郡長殿

軍隊駐屯ニ関スル件

本月十三日第一師団歩兵第四十九連隊数野特務曹長以下二十四名本
村警備ノタメ来着駐屯候条此段及報告候也

大正十二年九月十七日

戸塚町役場 (印)

鎌倉郡役所御中

九月十四付照会ニ係ル警備配備ニ関スル件左記ノ通り及回答候也

記

- 一 兵員数 歩兵一ヶ分隊
- 一 現在兵員増員ノ必要ナシ

号外

大正十二年九月十六日

鎌倉町長 早川義雄 (印)

鎌倉郡長 茂 義孫殿

警備隊配備ニ関スル件

九月十四日付号外ヲ以テ御照会ニ係ル当町警備ニ関スル件左記ノ通
リ及回答候也

記

- 一 現在駐屯兵員 歩兵第四十九連隊ノ内大隊本部ト二ヶ中隊(一

ヶ小隊ヲ欠ク)

兵員百六十名

- 二 駐屯兵増加希望兵員数 歩兵壱ヶ小隊

理由

現在ノ駐屯兵員ニテハ配備僅ニ横浜金沢横須賀藤沢ニ通スル主要
道路及物資集積所ヲ警備スルニ止マリ大隊長ノ予備隊皆無ニシテ
急ヲ要スル場合策ノ施シ様無ク町民ハ陸軍ノ威力ヲ信スルモ兵員
ノ不足ヲ痛切ニ感ス且ツ地勢海岸広ク多数ノ谷地ヲ有スルヲ以テ
夜間ノ安寧ヲ確保セントセバ巡察隊ヲ必要トス
如上ノ理由ニ依リ一ヶ小隊ノ増員ヲ請求ス

号外

大正十二年九月十五日

本郷村長 (印)

鎌倉郡長殿

警備隊配備ニ関スル件

首題ノ件左ノ通り及回答候也

左記

本村ニ駐屯セラル、兵員下士以下七名

目下ニ適所ニ駐屯セラルニ付キ他ニ必要ヲ認メズ

以上

号外

大正十二年九月十七日

中川村長 中丸鶴吉(印)

鎌倉郡長殿

警備隊配備ニ関スル件

本月十四日付号外ヲ以テ御照会相成候首題ノ件左記ノ通りニ付此段及回報候也

左記

一 駐屯兵員 特務曹長一名 下士一名 兵卒十五名 計十七名

二 駐屯ノ必要ノ理由 村民安定上必要ニ付尚ホ引続キ前記ノ通り

駐屯セシメラレ度

(鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正一二年) 神奈川県庁蔵)

三七〇 小田原方面警備隊司令部会報

大正十二年九月十三日

小田原方面警備隊司令部

会報ノ件達

一 地方民ニシテ軍人ノ服装ヲナシタルモノヲ取締ノ件

二 伝染病就中赤痢「チブス」ノ如キ飲食品ノ媒介ニ依ル伝染病予

防ニ特ニ注意スルコト

三 足柄上郡及各郡内ノ町村字現在人及物資数量ノ概数ヲ調査シ十

二日迄報告ノコト

四 食糧品其他諸品ノ配給ノ数量ヲ調査計画シテ報告スヘシ

五 道路ニ倒レタル家屋露店ノ交通ヲ妨クルノヲ速ニ除去セラレタ

リ

六 電線ノ切断ニ就テハ前回ニモ述ヘタルモ其ノ跡ヲ絶タス

罹災民其他ノモノニシテ破壊ノ行為ヲ認メタル場合ニ於テハ軍部

ニ通達セラレンコトヲ乞フ

七 会報ニ付上中愛甲等ノ郡吏ハ遠距離ニシテ同情ノ至リナルモ一

般ノ事情ヲ顧慮シ出席相成度又自動車ノ御使用願度

八 小田原在郷軍人ハ救助ニ従事セラレタシ

九 郵便局ノ郵便物取扱ハ「罹災郵便」ト表記スヘシ

但シ東京横浜須賀ノ火災ニ罹リタル所不明ナルハ取扱ハス

十 小田原ニ左ノ如ク救護所ヲ開設ス

I 小田原北部 II 小田原 III 小田原西部 IV 祥福寺

(津久井郡役所「庶務回議」(大正一二年) 神奈川県庁蔵)

御殿場方面ハ今月一杯ヲ要スル見込

自働車 小田原ヨリ平塚ヲ経テ中郡相川村戸田丈上マデ開通

馬入ノ仮橋出水ノ為メ危険ニ付軍隊ニ於テ保護シツ、アリ徒歩及

空手車ノ外通行止メ

四 人力車馬車賃暴利巨ルヲ以テ既往三年間賃金ヲ調テ之ニ依リ賃

金表ヲ定ムルニ付右調査提出ノコト

津久井郡ニ於テハ該当事項ナシ

右ハ小田原近在ノ由ニ付調査セズ

五 伝染病ノ種類病名何町村何人アルヤ調査回報ノコト

若林警察署長津久井郡ニハ該当事項ナキ旨ヲ即時回答ス

六 夜中通行禁止ノ件

本日ヨリ午後九時ヨリ翌日朝午前四時マテ町中通行セザルコト

本郡ハ派遣ノ警備隊長ト打合ノ上定メルコト

七 軍用電線ノ被害大シ之ガ保護方注意セラレタキコト即チ切タリ

ハヅシタリシナキ様注意

本郡ニハ該当事項ナシ

八 行政事務ハ平素ノ通り郡長ニ於テ取扱ハレ度軍備ニ関シテ警備

隊司令部ヨリ申達スルコトモアルヲ以テ可然配慮ノコト

九 津久井ニ於ケル食糧ノ欠乏ニ付テハ警備隊司令部ヨリ中央へ報

三五 小田原方面警備隊司令部会報指し示事項

小田原方面警備隊司令部ニ於ケル会報事項

九月十三日小田原方面警備隊司令部ニ於テ行フ会報ニ出席方通牒ニ

依リ同十四日指示事項左ノ如シ

九月十四日午後三時會報

一 震災被害程度左ニ区分シテ回報ノコト

人畜死傷 家屋ノ倒潰 焼失

浸水ノ数量 各町村別ニ調査ノコト

右ハ出席ノ際調査持参セルヲ以テ即時提出ス

二 最近人口及主用食糧調提出ノコト

出席ノ際調査セルヲ以テ即時提出

三 交通

(ママ) 自働車ハ小田原ヨリ湯本迄開通

汽車 十八日頃平塚ヨリ松田マテ開通ノ管

告シテ八王子方面ヨリ廻スコトニセラルルニ依リ計画ヲ立テ郡長ヨリモ県へ申報スルコト

右計画ハ会報又ハ直ニ通信哨ニ依リ報告ノコト

九月十五日午後三時會報

一 交通

湯本マテ自働車昨日迄開通セルモ本日雨ニテ交通困難ナリ町ニ

於テ改修スル様尽力セラレ度

根府川真鶴迄ハ駄馬ノ通行丈ニナリタリ

出水ノ為メ馬入橋流失シタリ

サカワ川仮橋流失交通杜絶鉄道橋(マヤ)ニ歩行丈ニセリ

九月十五日午後三時會報

十九日以前ノ事項

一 倒潰家屋其ノ他汽車電車等ニテ死亡埋没シタルモノヲ手ヲ付ケ

サルモノアルトキハ場所ト人員報告ノコト

鳥屋村ニ於テ山林崩潰十七名埋没四名発其ノ他ハ排水工事ヲ

急クヲ以テ之ニ当ルヲ以テ未ダ手ヲ付ケザル旨回答セリ

二 各自ノ物資影況

食糧品ニ付現在アル数量ヲ主食副食ニ区分調査回報ノコト

九月廿一日調査回報セリ

三 軍隊慰問ノ為侍從武官ヲ二十日二十一日頃御差遣ノ由付テハ管

区内ニ於テ在郷軍人青年団其ノ他ノ団体ニ於テ特ニ奇篤ノ行為ア

ル者ニシテ他ノ模範トナルベキ者アラバ本日報告ノコト

調査ノイトマナキヲ以テ該当事項ナキ旨ヲ回答セリ

四 サカワ川渡船本日ヨリ開始

五 流材隠匿スルモノアル哉ノ趣ニ付注意セラル、コト

九月二十日中野警察署へ移牒

六 小田原ヨリ静岡へ避難民輸送ヲ開始ス

汽車上リ〔東京行〕ハ資金ヲ取ルコト、ナレリ

七 軍隊引揚モ近キニアルヲ以テ平常ニ復スルコトニ意ヲ用ヒラレ

度

八 救護ノ状況報告ノコト

医師数開業ノ数藥品其ノ他ノ材料補給ハ如何ニセラレ居ルヤ

震災重傷患者現存数ヲ調査スルコト

九月二十一日調査回報セリ

九月十九日會報ノ分

- 一 配給ノ細部ハ町村ニ移リ居ルモノト認ム之ガ配給付テ注意ヲナスコト今後ハ保健衛生ニ意ヲ用ヒラル、コト
- 二 侍従武官桑田少将ヲ御慰問ノ為御差遣日割

二十日朝大船鎌倉ヲ見テ自働車ニテ藤沢ヲ午後二時五十分発小田原へ午後五時二十分着ノ予定聖旨御伝達ノ上小田原ニ宿泊
二十一日小田原午前八時三十分発二宮九時三十分着連隊本部ニ寄 聖旨伝達町内巡視

秦野町十時半着小学校付近ノ警備隊ヲ巡視秦野町午前十一時発
正午大磯着

午後一時大磯発午後二時茅ヶ崎着

茅ヶ崎午後二時三十分発ニテ東京ニ帰着

九月二十一日午後三時會 (注)

- 一 小田原駅前ノ浴場ハ従来軍隊用ノモノナリシモ本日ヨリ一般民衆ニ開放セリ

- 一 将來ノ會報ハ午後二時トスルノ件
 - 一 地方官公吏會報日ハ今後奇数日トスルコト
 - 一 軍用電話撤去ハ交通部ト協定スルコト
 - 一 救助米慰問品ノ配給ニ非難ノ声アリ
- 本件ハ責任者ノ充分ナル考慮ヲ要ス

- 一 本月二十日福田大将ニ代リテ山梨大将司令官トナル
- 一 鳥屋村死体発掘ニ軍隊ノ助力ヲ仰グニハ尚細ク調査ヲナシ所要人員ヲ計出シ再ビ願出ズルヲ要ス

(津久井郡役所「庶務回議」(大正一二年) 神奈川県庁藏)
(注) 「報ノ分」欠落。

三七 小田原方面警備隊司令部の災害復旧経過 の件照会と回答

震害復旧ノ推移ニ関スル件照会

大正十二年十月三日

小田原方面警備隊司令部

津久井郡役所御中

首題ノ件御調査ノ上至急御通知煩ハシ度及照會候也

左記

- 一 小学校ノ開校ノ状況 (月日、生徒出席ノ状況、教育方法及教科書等ノ概況)
- 二 商店等ノ營業開始ノ概況 (月日、戸數、物資ノ状況特ニ從來所持又ハ新ニ仕入ノ状況)
- 三 電燈点火ノ状況 (月日、範圍、内灯外灯ノ点火ノ概況)
- 四 倒壊、焼失家屋復旧ノ状況 (修理ヲ開始セル月日及復旧現在戸數飯小屋施設ノ月日及現在戸數)
- 五 井戸水道其他飲用水ノ破損並復旧ノ状況 (震災前後ノ數(復旧又ハ新鑿ノ數等))

六 建築材料ノ状況(購入シタル月日、數量、將來ノ方針並ニ実行手段)
七 其他復旧ノ推移ニ関スル参考事項

但シ右ハ左記町村ニ就キ調査相成度

鳥屋村及破損多キ町村

追テ貴郡震害調査表至急提出方相煩度申添候〔特ニ震災前ノ戸數人口並ニ倒潰家屋(全潰)死者傷者等明記セラレ度シ〕

中野村

一 小学校ノ開校ノ状況

校舍破損アリタルモ応急修理ヲナシ大正十二年九月十四日授業ヲ開始セリ

児童出席ノ状況

平常通

教育方法及教科書ノ概況 焼失流失等ナカリシニ依リ教科書

ニ不足ナシ教育方法ニ於テモ平常ト差違ナシ

一 商店開始ノ概況

震災當時ハ殆ド停止ノ状態ナリシモ九月十五日ノ頃ヨリ漸次

開業セリ商家戸數大小百三十戸

物資ノ状況 日用品ハ多少所持セシモ米穀ハ殆ド無ク加フル

交通杜絶トナリシ為メ米穀ノ欠乏ヲ来シ人心不安トナレリ消

防、青年団、軍人分会等ニ依リ道路ノ応急修理ヲナシ辛フジ

テ八王子方面ヨリ仕人販売セルノ状況ナリ然レドモ未ダ潤沢

ト云ニ非ズ

一 電燈点火ノ状況

応急トシテ幹線ヲ修理シ幹線ノ通ズル区域ハ九月二十六日一

家一燈点火外燈ハ従前ノ通ニ点火ナリシモ現今ニ在リテハ幹

線区域外ヘモ点火スルニ至タレリ

一 倒壊焼失家屋復旧ノ状況

修理ヲ開始セル月日 九月五日倒壊住家七十六戸不完全ナガ

ラ全部復旧セリ

仮小屋施設ノ月日及現在戸數ナシ

一 井戸水道其飲用水ノ破損並ニ復旧ノ状況

震災前 井戸ナシ

水道(竹樋ヲ以テ引用セルモノヲ含ム)二〇樋

震災後モ數ニ變リナシ竹樋ヲ以テ引用セルモノ十九ハ修理ヲ

ナシタルモ完全ナラズ簡易水道ハ目下復旧工事中ナリ通水ノ

予定近キニアルモノト認ム

一 建築材料ノ状況

他郡市ヨリ購入セルモノ無ク近村ノ材木店ヨリ購入マニアワ

セタリ他へ目下搬出ノ状況ナリ

金物材ハ八王子方面ヨリ購入セルモ品薄ノ為メ価格騰貴ノ状況ナリ

一 其ノ他復旧ノ推移ニ関スル参考事項ナシ

鳥屋村

一 小学校開校ノ状況

校舍破損アリタルニ依リ応急修理ヲ加ヘ左ノ通授業ヲ開始セリ

九月十七日 尋常五六年并高等科

九月二十五日 尋常三年以上

十月一日 全校生徒

児童出席ノ状況 平常ト大差ナシ

教育方法及教科書ノ概況 教育方法平常ノ通り教科書不足ナシ

二 商店等ノ営業開始ノ概況

震災当時ハ殆下停止ノ状態ナリシモ九月十六日頃ヨリ漸次在品ノ販売ヲ開始セリ然レドモ馬石部落ノ山崩レノ為交通杜絶シ入荷皆無トナリシヲ以テ需要者ハ串川村関方面ヨリ辛フシテ購求ノ窮況ナリキ村役場ニ於テ食糧〔米穀〕八王子方面ヨリ購入配給セリ

三 電燈点火ノ状況 全村未ダ点火セズ

四 倒壊焼失家屋復旧ノ状況

修理ヲ開始セルハ九月四五日頃ニシテ倒壊住家五十五戸〔全潰半潰ヲ含ム〕不完全ナガラ復旧ノモノ四十八戸

仮小屋施設ナシ 被害者ハ近隣知己ニ寄寓セリ

五 井戸水道其ノ他飲料水ノ破損并ニ復旧ノ状況

震災前後ノ数復旧又ハ新鑿ノ数等

井戸 震災前七〇 後二〇 復旧三〇 新鑿ナシ 水道ナシ

其ノ他ノ飲料水 震災前七〇 後一〇 復旧五〇

六 建築材料ノ状況

材料自給無キ者ニ付テハ村有林ヲ伐採使用セシメタリ

七 其ノ他復旧推移ニ関スル参考事項

1 河川ノ改修道路、橋梁ノ改修并修繕ハ村民拳ゲテ復旧工事ニ

従事セリ

2 倒潰家屋ノ修築ハ近隣相扶ケテ復旧ニ努メツ、アリ

3 職業の方面ニ於テハ奥山ニ至ル道路ノ崩潰甚ダシク殆下修理

見込立タズ故ニ従来ノ炭焼業者ハ半減シ竹細工挽物指物等ニ改

革スルノ必要ニ接セリ

4 馬石部落ニ於ケル道路ノ開鑿并ニ河川改修ニ当リ串川消防組

七〇〇人青野原消防組二二五人宮ヶ瀬消防組七〇〇人工事ヲ援助

第3章 関東大震災

セラレタリ

(津久井郡役所「庶務回議」(大正一二年) 神奈川県庁蔵)

二七 臨時藤沢憲兵隊事務開始の件通牒

臨藤憲庶第二号

事務開始ノ件通牒

大正十二年十月十日

鎌倉郡役所御中

臨時藤沢憲兵隊本部

大正十二年十月九日ヨリ左記ノ所ニ臨時憲兵隊本部、分隊、分遣所

ヲ開設同時ニ事務開始致候間及通牒候也

左記

隊号

位置

臨時藤沢憲兵隊本部	右	神奈川県高座郡藤沢町
臨時藤沢憲兵分隊	同	同
臨時茅ヶ崎憲兵分遣所	同	県同郡茅ヶ崎町
臨時下鶴間憲兵分遣所	同	県同郡大和村字下鶴間
臨時鎌倉憲兵分隊	同	県鎌倉郡鎌倉町
臨時戸塚憲兵分遣所	同	県同郡戸塚町
臨時逗子憲兵分遣所	同	県三浦郡逗子町

臨時横須賀憲兵分隊

同 県横須賀市若松町

臨時田浦憲兵分遣所

同 県三浦郡田浦町

臨時浦賀憲兵分遣所

同 県同郡浦賀町

(鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正一二年) 神奈川県庁蔵)

二七 横須賀戒嚴司令部の震災関係情報

大正十二年十月二十七日(土曜日)

震災関係情報 其ノ四十五

横須賀戒嚴司令部情報部

●震災当時ノ鎮守府 其ノ二

鎮守府モ何時迄モ野天テ執務ハ出来ナイ早速樹間ニ応急ノ天幕ヲ張リ司令部ヲ其ノ中ニ移シタ其ノ内長官モ帰ラレ港内重油ノ燃エツツアル状況工廠内破損ノ有様等聞クヲ得タ然シ通信機関ノ破損ハ東京ハ更ナリ横浜ノ情況モ一向判ラス差シ当ツテ先ツ当市民ノ餓ヲ凌クタケノ方法ヲ講シナクテハナラヌノテ軍需部ヨリ為シ得ルタケノ乾麵並糶詰ヲ供給スル事ニシタ此外命令ヤラ報告テ幕僚ハ目カ回ル程忙シクテ震災ノ第一日ハ暮レタ然シ市街ノ火ハ未タ消エス焰ノ光リカ天ニ映シテ物凄イ長官始メ職員一同ハ纒カニ正子過キ野天ニ椅子等ヲ並ヘテ疲レタ体ヲ横ヘル事カ出来タ翌二日ハ漸次各方面ノ事情

カ判り出シタ午後ニ至リ横浜ヨリ巡查カ一人二三人ノ男ヲ連レテ万難ヲ排シテ当府ニ来リ委サニ横浜ノ状況ヲ具シテ艦船ノ派遣ヲ願ヒ出タ其ノ他此頃ヨリ例ノ鮮人ノ噂カ頻々トシテ来ツタコレ等ニ対スル判断モ当時ノ情况トシテ却々考慮ヲ要シタノテアル交通途絶ノ為東京行駆逐艦ニ便乗ヲ願フモノマタ天幕張リ司令部ニ殺到スル或貧困者ノ如キハ不幸ノ情况ヲ涙ナカラニ述ヘ大地ニ手ヲツイテ掛リノモノヲ伏シ拝シタ或者ハ知名ノ士ノ照会テ是非便乗ノ許可ヲ懇願シタ其ノ当人当人ノ事情ニ立チ至レハ誠ニ悲惨ノ極テアルカ大局ヨリコレヲ見レハ許可スル事ハ出来ヌ即チ一律ニコレヲ断ルヨリ仕方カナカッタ二日ノ晩長井村ヨリ青年団員カ二名引キ続イテマタ二名怪船長井村ニ入港鮮人上陸襲来ヲ報シテ来タ此時ニハ已ニ鮮人ノ噂ノ総テ虚報ナルヲ知ツテ居タノテ陸軍ノ手テ偵察シテ貰ツタ其ノ結果コレハ房州ノ船テ薪炭ヲ搭載シテ他地方ニ向フ途中清水ニ不足ヲ来シタノテコレヲ貰イニ入ツタノテアツタカ其ノ交渉ニ当ツタ人カ房州ノ方言ヲ使ツタノテ鮮人ト間違ヘラレタトノ事カ判明シタノテ後テ大笑テアツタ

●艦船

一 出港艦船

尻矢 準備出来次第出港大阪ニ回港同地在清水組ヨリ建築部宛

材木約六百噸ヲ搭載掃港□予定

一日進 本月末日ヲ以テ品川方面ニ於ケル任務ヲ打切り横須賀婦

港ノ予定

五十鈴及第五駆逐隊 従来ノ通り横浜ヲ常泊地トシ日進品川引

揚ケ後ハ品川方面ノ警備ヲ兼ヌル筈

●港町土砂搬出

海上運搬 二十日 二八八坪

二十一日 一六八坪

二十二日 二四七坪五

二十三日 二三四坪五

二十四日 ○

累計 四、七九〇坪

陸上運搬 二十日 五九坪

二十一日 四四坪九

二十二日 五五坪五

二十三日 四五坪五

二十四日 二四坪

累計 七九一坪

尚土砂排除ノ進捗状況ハ付録ノ通りニシテ十一月中ニハ道路開

通ノ見込ナリ

本日迄発掘シタル死体八十三ニシテ外ニ足三本アリ

●汽車開通並列車時刻改正

明二十八日ヨリ東海道汽車全通ノ予定從テ横須賀發著ノ列車時刻左ノ通變更ノ筈

横須賀發

東京行午前	五、四〇〔大船待合四七分〕	神戸	接続
同 同	六、四〇〔同 四五分〕	小田原	
同 同	八、〇二〔同 二九分〕	米原・富山	
同 同	九、一二〔同 一分〕	小田原	
同 同	一〇、三五〔同 五分〕	神戸	
同 同	一一、五五〔同 七分〕	明石	
同 午後	一、二〇〔同 四分〕	豊橋	
同 同	二、四〇〔同 三六分〕	浜松	
同 同	三、五五〔同 五分〕	小田原	
同 同	五、一五〔同 九分〕	三等急行神戸	
同 同	六、三五〔同 七五分〕	三等急行下関	
同 同	八、〇〇〔同 一五分〕	二等急行下関	

大船行同 九、五五〔同 一三分〕 下関
横須賀發

大船ヨリ午前 六、三一
東京ヨリ同 七、三〇

同 同	八、五三
同 同	一〇、二五
同 同	一一、四五
同 午後	一、〇〇
同 同	二、二五
同 同	三、三〇
同 同	五、〇五
同 同	六、二五
同 同	七、二九
同 同	八、五三
同 同	一〇、三〇

●横須賀戒嚴管下震災關係奇特者調

〔横須賀海軍人事部調〕 其ノ六

横須賀海軍刑務所看守長長野祐介看守須藤栄治同浜田亮之ハ震災当

時懲役囚ヲ教誨室ニ集メ看守長ハ中学修身書ヲ講シ兩看守ハ戒護ニ任シ居タリシカ第一震ト共ニ外圍十二尺ノ煉瓦高塀突然教誨室ノ側面ニ倒レ懸リタル為之ニ庄セラレテ同室ハ大傾斜半倒壊トナリタリ本人等ハ此ノ際ニ処シテ沈毅冷静且ツ敏捷ニ良久機宜ノ処置ヲ誤ラス総囚ヲ混乱ヨリ救ヒ為メニ催ニ一名ノ負傷者ヲ出シタルニ止マリ他ハ悉ク安全ニ内庭ニ避難セシメ得タリ

日進乗組海軍一等水兵金子盛男ハ九月一日允許上陸シ下宿ニ赴カントスル途中軍港座前ニテ石塀崩壊シ三四人下敷トナルヲ見テ直チニ土方風ノ男ト共ニ協力之カ救力ヲナシ下宿ニ至レハ既ニ猛火ノ為ニ襲ハレツツアルヲ以テ奮然家財諸道具ノ搬出ニ從事セリ尚ホ近隣三四軒ノ家人只恐レ戦キテ何事モナサス猛火來襲ノ危キヲ慮リ前記土方風ノ男及軍艦榛名乗組三等機関兵〔氏名不詳〕ト共ニ又モヤ家財道具ノ搬出□□協同尽力シ草津温泉下付近ニテ陸軍兵ト共ニ消防並家屋倒壊等ニ極力努力シタルモ人数尠キ為□□果サステ帰艦セリ

阿蘇乗組海軍二等水兵□池久間二ハ九月一日午後允許上陸シ当市巾里所在ノ自□□宿整理後午後三時半海軍病院下深田通ニ至リ折柄同所火災ノ鎮火ニ従事中ナル榛名防火隊指揮官田村大尉ノ指揮下ニ入り危険ヲ顧ミス風下ノ家屋倒シ方及置ヲ水ニ浸シテ延焼ヲ防ク等極

力防火ニ従事シ午後六時過キ遂ニ鎮火スルヲ得タリ

海軍砲術学校勤務海軍一等機関兵曹山口義雄ハ大正十二年九月一日震災當時分隊先任下士官ノ配置ニアリシカ市内自己居住ノ安否其ノ他一切私事ヲ顧ミス連日連夜一意専心校内復興作業ニ従事シ良久部下ヲ督励シテ迅速ニ点燈作業ヲ完了シ又防火其ノ他他急諸作業ニ執筆シ其ノ処置機敏ニシテ機宜ニ適シ能ク校務ノ遂行ヲ援ケタリ

神奈川県三浦郡長井村大木根千百拾九番地花屋柴崎仁助ハ大正十二年九月一日震災ニ際シ自宅ノ全壊セルニモ拘ラス震災後直チニ自家用ノ大工道具ヲ以テ倒壊家屋ノ下敷トナリ居タル同村原田栄吉ノ妻ハナ外一名中川銀蔵妻ヨシ外三名ヲ救助シタル所置ハ最モ機宜ニ適シタルモノナリ

横須賀海軍航海隊勤務海軍二等機関兵石川増幸ハ九月一日大震災當時士官室ニ在リ激震ノ際一旦屋外ニ避ケタルカ御真影ノ安否ヲ氣遣ヒテ直チニ司令室ニ到リ副直將校荒井特務少尉ヲ援ケ連続余震ノ裡ニ御真影奉還ノ事ニ当レリ

海軍砲術学校勤務海軍二等水兵平山栄作ハ大正十二年九月一日震災當時公用使トシテ横須賀市山王町三十番地街路ヲ通行中激震ト同時ニ同番地履物商高橋賢吉カ石ノ下敷トナリ且隣家ヨリ出火シ危急ニ瀕シツツアルヲ認ムルヤ挺身危険ヲ冒シテ之ヲ救出シ重傷ヲ負ヘル

同人ヲ介護シテ海軍機関学校々庭ニ避難セシメ克ク其ノ生命ヲ完ウ
スルヲ得セシメタリ

阿蘇乗組海軍二等機関兵渡辺義一同秋山直伊同鈴木一郎同池田国三
郎ハ九月一日震災当日若松町二十二番地永守勉方ニ於テ同番地付近
迄猛火ノ来襲ニ際シ人心狼狽為シナキノ秋ニ方リ極力家具ノ全部ヲ
安全地帯平坂上ニ搬出シ且ツ深更迄之ヲ保護セシ為何等損害ナキヲ
得タリ

(三崎町役場「震災関係書類」(大正一二年)三浦市役所蔵)

二七 鎌倉横須賀憲兵分隊管内に分駐所開設の

件通牒

藤憲庶第六六号

憲兵分駐所開設ノ件通牒

大正十二年十月二十八日

藤沢憲兵隊本部(印)

当隊下鎌倉憲兵分隊及横須賀憲兵分隊管内ニ憲兵分駐所ヲ設置シ十
月二十六日ヨリ左記ニ於テ事務ヲ開始致シ候間及通牒候也

左記

分駐所名	所長官氏名	分駐所仮位置
大船分駐所	憲兵軍曹 林兵一郎	神奈川県鎌倉郡玉縄村大船二 一
三崎分駐所	同	神奈川県三浦郡三崎町入船九 九

(鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正一二年) 神奈川県庁蔵)

第三節 災害対策

二八〇 臨時震災救護事務局神奈川県支部設置の

件通知

通報

九月二日勅令第三九七号官制第七条ニ依リ本日ヨリ臨時震災救護事
務局神奈川県支部ヲ神奈川県庁(桜木町)内ニ設置候ニ付救護ニ関
スル事項ハ同支部情報部宛御通報相成度候也

大正十二年九月五日

臨時震災事務局神奈川県支部

(鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正一二年) 神奈川県庁蔵)

二六一 臨時震災救護事務局の組織と施設

二 臨時震災救護事務局の組織及施設ノ概要

(一) 救護事務局ノ組織及施設

臨時震災救護事務局ハ之ヲ総務部、食糧部、収容設備部、諸材料部、交通部、飲料水部、衛生医療部、警備部、情報部、義捐金部、会計経理部ノ十一部トナシ夫々部署ヲ分チテ各々分担ノ事務ニ全力ヲ尽スコト、シ先ヅ其活動ノ第一歩トシテ左ノ方針ヲ定メタリ

一 治安ノ維持ハ陸海軍警察協力シテ之ニ当ルコト

二 罹災民ノ直接救護炊出米飲料水ノ供給小屋掛等ハ府県市ノ罹災救助基金ヲ以テ之ニ充テ其不足ハ凡テ国費ヲ以テ支出シ府県市ヲシテ其実行ヲナサシムルコト

三 食糧品小屋掛材料其他ノ必要物資ハ時ヲ移サズ地方長官之ヲ徵發シ市ヨリ罹災民ニ配給スルコト

四 自動車、荷馬車、荷車、ガソリン等ハ手返ナルモノヲ出来得ル限り多ク徵發シテ物資ノ輸送ニ当ラシムルコト

五 罹災民ノ地方ニ移動スルモノニハ鉄道省ニ於テ無賃輸送ヲナスコト

六 食糧其他生活物資ノ暴利ヲ取締ルコト

七 薪炭、木材、食糧等、大蔵省、農商務省、宮内省ニ於テ払下ノ手段ヲ講スルコト

八 政府ニテ新聞ヲ発行シ事実ノ真相ヲ伝ヘテ人心ノ動揺ヲ防グ

九 赤十字社、済生会等ヲ督励シテ速ニ救済ヲ開始セシムルト共ニ避難中、医師ヲ利用シテ小学校等ニ仮病院ヲ開カシムルコト

右ノ方針ニ依リ大臣、次官以下ノ係員ハ全部事務局ニ集合シ連日衣帯ヲ解カスシテ或ハ露天ニ会議ヲ開キ或ハ椅子ニ凭リテ一時ノ仮睡ニ投勞ヲ医シ全員拳ツテ渾身ノ精力ヲ此ノ非常ノ大災ニ瀝下シタリ、殊ニ其居室ヲ焼亡シタリシモ救護事務局ノ為ニハ家ヲ顧ルニ遑ナキモノモ尠シトナサズ〔事務局活動ノ項参照〕

斯クテ応急百般ノ施設其緒ニ就キ着々トシテ事功ヲ奏スルニ從ヒ部課ヲ廃合スルノ必要ヲ認メ乃チ九月二十四日食料部、諸材料部ヲ併合シテ物資部トナシ情報部ヲ総務部ニ併セ又飲料水部ヲ衛生医療部ニ併合シ同時ニ職員ヲ整理シテ漸次常務ニ復セシムルト共ニ各部ノ事業施設ニ関シテハ慎重ニ協議ヲ遂ゲ以テ臨機ノ措置ヲ誤マラザラシコトヲ期セリ

三 救護事務局ノ活動

(1) 東京本部ノ状況(略)

(2) 横浜支部ノ状況

帝都ト共ニ被害最モ激甚ナリシ横浜市ハ激震ト同時ニ全市ノ民家大建築物ノ大部分倒壊シ引続キ大火随所ニ起リ折柄ノ烈風ニ煽ラレ

火勢猛烈ヲ極メ全市ヲ忽チ火ノ海ト化セリ燃燒物体ノ黒煙ト共ニ七里ノ海上ヲ飛ンテ之ヲ千葉地方ニ降ラシメタル事実ニ徴スルモ如何ニ當時ノ烈風猛火ノ絶大ナリシカヲ想像スルニ足ルヘシ海岸ニ於テ棧橋ハ激震ト共ニ海中ニ陥没シ水煙ヲ騰ケテ咫尺ヲ弁セス市街ノ大道路ハ到ルトコロ決裂シ水道ノ鉄管ハ破壊シ爆発八方ニ起ル裡ニ主震以來頻々トシテ強烈ノ余震到レリ此大震災ニ脅威セラレタル市民ハ極度ノ恐怖ニ殆ント施スヘキ策ヲ知ラス唯身ヲ以テ避難ノ途ヲ求ムルノミ加フルニ流言蜚語盛ンニ行ハレ一層人心ノ不安ヲ増加シ稍モスレハ秩序紊乱ノ恐レアリシヲ以テ当局ハ時ヲ移サス警戒警備ニ関スル必要ナル措置ヲ取リタルト共ニ極力各方面ヨリ殺到シ来レル避難者ノ救護ニ努メタリ東京府ノ一部ニ施行セラレタル戒嚴令ヲ九月三日東京府、神奈川県ノ全部ニ拡張スルヤ便宜ノ各府県ニ来援ヲ命シタル警察官吏千二百余人ノ内三百三十人ヲ神奈川県ニ配シ所属職員ト共ニ警備救援ノ事務ニ当ラシメタリ人心漸ク安定スルニ從ヒ臨時ノ急援ノミニ頼ル能ハサルヲ以テ必要ナル警察官吏ノ増員ヲ行ヒ以テ其ノ後ノ警備ヲ全カラシメシメテ期シタリ其間ニ如シテ諸官公吏ノ殆ント総テハ皆自己ノ罹災者タルヲ顧慮スル事ナク意氣消沈セルモノニハ鞭撻督勵シテ元氣ト勇氣トヲ与ヘ以テ事務能率ノ進捗ヲ図リ其ノ奉仕の活動ニ尽瘁シタルハ洵ニ日覺シカリキ森岡県

警察部長ノ如キハ万難ノ裡ニこれや丸ニ身ヲ投シ無線電信ヲ以テ急ヲ大阪府ニ報シ神鞭横浜税関長ハ岸壁調査ノ緊急ナルヲ唱ヘテ技倆優秀ナル監督技手ノ出働ヲ促シ潜水夫ヲ急遽召集シテ迅速ニ調査ヲ行ヒ其ノ結果先ツ太平洋丸ヲ棧橋ニ横付セシメ船舶ノ発着ニ故障ナキヲ詳ニシテ意氣沮喪セル横浜市民ニ復活ヲ曙光ヲ認メシメタルナト機宜ニ応シテ奮勵努力一意救護ノ為ニ尽力シタリ

九月二日臨時震災救護事務局ノ東京ニ設置セラル、ヤ四日横浜市ニモ神奈川県支部ヲ設置シ本部ノ組織ニ倣ヒテ総務部以下十一部ヲ設ケ本局ヨリ三矢委員及事務官其ノ他ノ職員来援シ横浜ニ於ケル委員及事務官其ノ他ノ職員ト協力シテ神奈川県方面ノ救護及各般施設ニ尽力シタリ當時横浜市ニハ宿泊スル屋舎ナク加フルニ交通頗ル不便ナリシニモカ、ハラス三矢委員以下全ク私事ヲ抛擲シテ国家ノ急ニ奔リ万難ヲ排シテ一意救護ノ為ニ尽瘁シタリ

二日非常徵發令ノ發布以前海外渡航者検査所ノ如キ倒壊火災ヲ免レタル個所ニ於テハ既ニ二日早朝ヨリ傷病者ヲ收容シテ救護ヲ開始シタリ當時二日至ルモ猛火ハ尚鎮マルヘクモアラスシテ幾万ノ火傷外傷疾病者ノ阿鼻叫喚スル者アリタルヲ收容シテ之ヲ救護ニ努力シタリト雖モ死者二万三千傷者四万ヲ算シタル程ナリシヲ以テ此等傷病者ヲ救護スルニ県營造物ノ残留スルモノ他ニ一アルナク之ヲ救護

備治療ニ多大ノ困難ヲ感シタリ依ツテ取り敢ヘス枢要場所ニ救護所ヲ急設シ罹災医師ヲ誘フテ之ヲ臨時救護員ニ命ジ以テ傷病者ヲシテ稍完全ナル治療ヲ受クルヲ得セシメタリ然レトモ其ノ各救護班救護所救療病院等ニ対シ衛生材料ノ配給ヲ潤沢ニシ各救護所ノ活動能力ヲ充分ニ發揮セシムルコトハ蓋シ容易ナラサリシナリ従来各種衛生材料ノ供給ヲ主トシテ東京及市内本町ニ仰キキタル關係上本町ノ全減ト共ニ供給ノ途全ク杜絶シ其ノ欠乏極ニ達シ之カ補充物ノ蒐集困難云フヘカラス殊ニ震災後ノ数日間ハ人員未タ整ハス動モスレハ傷病者ヲシテ手後レトナラシムル惧レアリ救護団ノ憂慮噓フヘカラス道路破壊シ交通機関不備ノ間ヲ各自東奔西走僅ニ類焼ヲ免レタル市外僻陬ノ地ニ散在セル薬舖病院等ノ倒塌シタルモノヲ尋ネ其ノ薬局ヲ発掘シテ用ニ足ルヘキ限リヲ徵発シ以テ応急救護ノ用ニ供辛辛ウシテ任務ヲ果スコトヲ得タリ斯ク努力シツ、アル間ニ本局ヨリ送付ノ衛生材料到着シ以テ愛知愛媛其他各府県ヨリ続々到着シタルヲ以テ漸ク其ノ材料ハ豊富トナリ円滑ニ配給スルコトヲ得タリ当時罹災民救護ニ従事セル職員中ニハ徒步過度飲食物不給ノ為メ栄養不良ニ陥リタル者尠カラス殊ニ警察官ノ中ニハ多クノ疲労困憊者ヲ出シタルモ殆ント休養ノ寸暇スラ得サリシ状況ナリキ

救護事務ニ従事以來休日祭日等一切之ヲ廢シ長時ノ活動ヲ続ケタ

ルモノ独リ警備部衛生医療部ニ止マラス食糧並諸材料部ニ於テモ亦然リ九月二日早朝府市夫々救護方針ヲ樹立シ混乱ノ際命令ノ動モスレハ徹底セサルナキニモ拘ラス一意専心罹災者救護ニ努力スルノ精神ヲ以テ諸員ハ先ツ食糧飲料水配給ノ迅速ナランコトヲ期シ多大ノ困苦ニ耐ヘ克ク其ノ任務ニ努メタリ即チ九月四日徵発令ニヨル食糧品徵発ヲ協議シ食糧品飲料水衣類土木建築材料自動車荷車石油蠟燭其ノ他生活必需品及勞力ノ徵発ニ従事シ即時主ナル被徵発者ト折衝事務ヲ進捗セシメタリ元來徵発ニ関シテハ先ツ物件ノ品目數量ヲ明カニシテ後所有者占有者ニ臨ムヲ常トスルモ斯クテハ往々目的ヲ逸スル恐レアルヲ以テ機宜ノ措置ヲ取ルノ止ムヲ得サルモノアリ従ツテ倉庫格納品ノ調査事務執掌ノ困難云フヘカラス當時横浜ノ在庫米ハ内地米四万俵外米四万俵ニシテ現在量トシテ比較的多量ナリシモ取敢ヘス三万俵ヲ徵発シタルヲ以テ米ノ配給ニハ全ク不足ナカリシノミナラス四日以後ニハ続々米穀塩等ノ到着セルヲ以テ海軍艦船ハ主トシテ副食物ノ輸送配給ニ当リ湘南一帶ノ糧食ノ輸送配給モ全部海軍ニ於テ担当シ之カ爲軍艦駆逐艦數隻ヲ四方面ニ派遣活動シタルシヲ以テ其ノ配給頗ル円滑ナルヲ得タリ九月十日以降食糧配給事務ハ横浜陸軍配給部ノ連絡シテ配給計画ヲ擴張シ最モ必要ナル陸軍保管倉庫ノ配給ヲ公平ニシテ民庶ヲ安堵セシムルニ力メタリ九月二十

九日以降支部廃止マテハ現業団所屬ノ税関、船渠、共立、横浜各倉庫ヲ指揮監督シ事務局配給部ノ連絡ヲ図レリ次ニ水道復旧ハ其ノ工事俄ニ進捗スルヲ得サルノ状況ニアリタルヲ以テ応急浄水配給ノ必要ヲ認メ之カ給水ノ事務ニ熱中シ水源ヲ横浜港碇泊ノ船舶若クハ入港ノ水船ニ求メ又現存井湧水ノ検査ヲ行ヒ飲料適水八十煮沸過水三十八ヲ得、後ニハ市内元町一丁目所在ノ水倉〔災前ヨリ船舶ニ給水ヲ目的トシテ設備セラレタルモノ〕ノ破損セルモノニ修繕ヲ行ヒ降ツテ十月十四ヨリ水道ノ幹線市内都橋ノ消化柱マテ通水シタルヲ以テ之ヲ水源トシテ配給船車ニ給水セリ因ニ震災直後ハ車輛不足ノ為メ給水頗ル困難ヲ極メタリシカ九日ニ至リ漸ク稍ニ準備整ヒ又陸軍ノ応援ヲ得テ船舶隊ヲ組織シ給水ヲ完全ナラシムルコトヲ得タリ其間全国津々浦々ヨリ寄贈サル救護品慰問品ノ到着スルモノ引キモキラス倉庫ニ山積セラル、モノアリ此全国の同情ノ結晶物ヲシテ遺憾ナク随所ニ公平ニ配給シ以テ寄贈者ノ志ヲ無ニセサランコトニ努ムルノ苦心ハ美ニ名状スヘカラサルモノアリキ

交通及通信機関ニ於テハ横浜駅桜木町駅トモニ全滅シ高架線ハ波濤ノ如クニ起伏シ架空線ハ縦横麻ノ如クニ乱レ篠原高島駅長カ圧死セル妻子ヲ顧ミルニ暇ナク公務ニ尽瘁セル如キ慘タル哀話ハ各所ニ伝承セラル、トコロタリ横浜電話局横浜郵便局等モ激震ト共ニ倒壊

シテ何レモ死傷者ヲ出セル状態ナレハ全機関ハ全ク杜絶シ内外ノ情報ヲ知ルコト能ハス從ツテ救護事務上ノ能率ヲ削減スルコト尠カラサルニヨリ極力之カ復旧ヲ図リ交通恢復ノ施設障害物ノ除去ニ努メ殊ニ損壞墜落セル国道中市内築地橋ニ対シテハ国道改修事務所員ヲ督勵シ日夜其ノ工ヲ急キ僅ニ一日ニシテ之ヲ完成セシメ更ニ市内道路橋梁ノ修繕ニ尽瘁シ一面水路ノ掃除ニ関シテハ適切ナル方法ノ下ニ活動ヲ持續シ九月中之カ実行ヲ完了セリ貨物陸揚ニ要スル岸壁ノ修繕、横浜港棧橋ノ応急修理工事ヲ急カシメ陸軍工兵隊海軍棧橋司令部等ノ応援ニヨリ協力シテ着々実績ヲ挙げ焦眉多忙ノ時ニ処シテ海陸連絡応急施設及掃海作業ノ計画ヲナシ交通運輸通信連絡ニ関スル事項ノ大体ニ涉リテ復旧ノ整理ヲ完フスルコトヲ得タリ就中電話ノ復旧ハ警備上最モ必要ナルヲ以テ電線其ノ他ノ諸材料ヲ急速ニ徵発シ主要警察間ニ急設電話ヲ架設スルト共ニ万難ヲ排シテ神奈川警察部トノ間ニ直通電話ヲ架設シ以テ警備上ノ連絡交渉ヲ図レリ警備上特ニ必要ナルハ各種情報ノ偵察ト連絡保持トニアルヲ以テ断ヘス

東京市各方面ノ情況ヲ明カニスルト共ニ神奈川県ニ於ケル情報偵察及連絡保持ニ努メタリ

又横浜港内水上方面ハ當時碇泊中ノぱりー丸、あんどれーるぼん号、えんぶれす・おぶ・おーすとらりや号、丹後丸、三島丸、りま

丸、岩手丸、これあ丸、ろんどん丸等カ震災ト同時ニ辛ウシテ岸壁ヲ離レ災厄ヲ免レシニヨリ百万避難者ノ救助ニカメタルモ其間すたんだーど及ヒらいちんぐさんノ石油たんくハ巨砲ノ炸裂スルカ如ク爆発シ濛々タル毒煙ハ天空ニ沖シ流出セル石油ハ河川ヲ伝フテ燃エナカラ海面ニ氾濫シ大小らんち荷船等ノ延焼スルモノ勘カラス危険言語ニ絶シタリ幸ニ税関新港監視部ノ如キ倒壊ヲ免レ部員モ安全ナルヲ得タルニヨリ新港内ニ在ツテ岸壁ニ緊留船舶出港ノ補助ヲナシ又多クノ市内避難民ヲシテ岸壁緊留ノ船舶ニ搭乘セシメタリ各官公吏員等ノ緊留船舶ニ避難スルヤ船長ト共ニ人命救助ニ尽瘁シ食料飲料水ノ配給ニ努力シ港内ノ整理、出入船舶ノ錨地及緊留場所ノ指定所屬曳船及ヒ小蒸汽船並ニ微発汽船等ノ使途ノ統一炭水及ヒ消耗品ノ補給乗組員及ヒ避難民輸送船舶並ニ救護品搭載船舶等ノ吸収ト其ノ積卸ノ便宜トヲ計ルコトニ努力シタリ

(大正十二年地方長官會議書類「神奈川県庁蔵」)

二六二 情報活動

九 情報ノ発行

九月一日大震災ノ襲来ニ因リ京浜ノ日刊新聞一時殆ト全滅シ報道機関其ノ跡ヲ絶ツヤ流言浮説各所ニ行ハレ人心恟々トシテ安ンスル

所ヲ知ラス治安ノ維持罹災民ノ救済等ニ対スル政府ノ措置モ亦之ヲ市民ニ伝フルノ途ナカリシヲ以テ情報部ハ震災ニ関スル精確ナル報道ヲ迅速ニ行フノ必要ヲ感シ直ニ印刷機械及動力機械ノ非常微発ヲ行ヒ九月二日午後七時「震災彙報」第一号ヲ発行シ陸軍伝令及警察伝令ニ托シテ之ヲ市内各所ニ配布セリ爾來十月二十五日マテニ号ヲ重ネルコト六十七ニ及ヒ一日二回或ハ三回殊ニ九月十三日頃ニハ五回発行ヲ為シタリ記事乾燥ニ流レタルハ公報ノ性質ヨリシテ記事ノ精確ヲ期スル為メ文辞ニ誇張修飾ヲ避ケタルニヨレリ又紙面ノ体裁ノ整ハサリシハ探訪編輯ニ何等経験ナキ者カ火急其ノ局ニ当リタルニ因ルモノニシテ此際已ムナキコトタリ是等ノ点ニ就テハ偏ヘニ江湖ノ宥怒ヲ請ハサルヘカラス

震災後数日ヲ経テ各新聞社力漸次其ノ発行能力ヲ回復スルヤ情報部ハ各種ノ精確ナル新聞材料ヲ蒐集シテ一日七回ツ、之ヲ新聞社及通信社ニ供給セリ

横浜地方ニ於ケル報道機関ノ欠乏ハ東京ニ譲ラサルノ情報ニ接スルヤ九月十一日ヨリ別ニ「震災彙報神奈川版」ヲ発行シ主トシテ同地方ニ配布シ号ヲ重ヌルコト十六ニ及ヘリ

尚ホ情報部ハ海外ニ対シ震災ノ真相ト之ニ処シツ、アル日本人ノ態度ヲ明カニスル必要ヲ感シタルヲ以テ外務省情報局ヲ通シテ震災ノ

実情政府ノ措置日本人ノ態度等ニ関スル情報ヲ海外ノ新聞紙ニ発表シタリ

爾來幸ニシテ罹災地ノ人心ハ次第ニ安定シ新聞紙ノ発行状態モ略々平常ニ復シタルノミナラス部員各自本来ノ常務亦次第ニ繁劇ヲ加ヘ來リ到底従前ノ如ク編輯発行ヲ繼續スルノ余力ナキニ至リシヲ以テ九月二十日ヨリ発行回数ヲ減シテ一日略々一回トナシ九月二十二日神奈川版ヲ廃刊シ二十四日情報部ヲ総務部ニ合併シテ事務ヲ同部情報係ニ引継キ震災彙報ノ発行ヲ繼續シ新聞通信社ニ対シテ震災ノ前後ニ関スル精確ナル情報ヲ供給シツ、アリシカ十月二十五日一先ツ之ヲ廃刊シタリ

(注) 二八一、二八二の資料は臨時震災救護事務局総務の報告書からの抜粋である。
(大正十二年地方長官會議書類) 神奈川県庁蔵

二八三 朝鮮人の動静に関する県知事安河内麻吉

の報告

〔秘〕

一 不逞鮮人ノ動静及民心ノ反動

(1) 鎌倉方面

当地方ニハ不逞鮮人ノ出沒スルコト絶ヘテ無カリシモ本月二日以後東京横浜地方ヨリノ避難民中全地ニ於テハ鮮人ガ大挙シテ暴動ヲ起シ已ニ続々当地近ク來襲セリトノ蜚語スルモノアリ為メニ一昨人心恟々タルモノアリシヲ以テ警察官署ハ青年団在郷軍人等ノ助力ヲ得テ之ガ警戒ニ備フルト共ニ其真相ヲ調査シタルニ事実無根又ハ誇大ニ報道セラレタルモノナルコト判明セルヲ以テ之ヲ速カニ一般ニ発表シ宣伝セル結果民心漸次鎮靜ニ赴ケリ

(2) 松田方面

震災後本月二三日以來朝鮮人來襲ノ報頻々トシテ宣伝セラレタルヲ以テ警察官ハ各部落ノ青年団在郷軍人等ヲ指導シテ日夜之カ警戒ニ腐心シタルモ遂ニ其事ナク単ニ鮮人ノ取調ノミニ止マリ青年団等ニシテ彼等ニ対シ暴行ヲ加ヘタルガ如キモノナク遂ニ之カ虚報ナルコト判明シ且ツ軍隊ノ駐屯ニ依リ漸次恟々タル人心ヲ鎮靜セシムルニ至レリ

(3) 小田原方面

当地方ニ於ケル鮮人ハ主トシテ熱海線工事ニ従事スル關係上足柄下郡土肥村及吉浜村箱根方面ニ居住スルモノ多ク比較的平穩ナリシカ震災後東京横浜方面ノ避難民ニシテ鮮人ガ大挙シテ押寄せ來ルヘシトノ虚報ヲ流布スルモノアリタルヨリ民心頓ニ惡化シ各竹

槍刀劍等ヲ携ヘ警戒ニ任シ殺氣横溢ノ状勢ヲ示セリ警察官署ニ於テハ急遽調査ノ結果事實無根ナルヲ発表スルト共ニ凶器ノ携帯ヲ禁止シ極力人心ノ安定ニ奔命シタル結果一旦漸ク鎮靜ニ帰シタリ然ルニ土肥村ニ於テ土工輩ノ喧嘩ヨリ終ニ鮮人ガ日本婦人ヲ水田中ニ突飛バシタル事件突発シタル為メ之ヲ瞥見シタル民衆ハ全婦人ヲ殺害シタルモノト誤認シ直ニ警鐘ヲ乱打シテ消防組ヲ召集シ該鮮人ヲ追跡中偶々他ノ台湾人二名ニ遭遇シ之ヲ鮮人ト誤マリ殺害シタル外真鶴村ニ於テ鮮人二名ニ対シ重傷ヲ負ハシメタル事件アリ

全地方ニハ静岡県熱海地方ノモノヲ合シテ鮮人凡ソ七百名アリ人心益々不安ニ陥リシカ軍隊ノ派遣ニ依リ漸次其不安ヲ一掃セラレ、ニ至リ居住鮮人モ亦何等不穩ノ行動ニ出ツルモノナシ

(4) 厚木方面

当地方ニハ不逞鮮人ノ入込ミタル形跡ナキモ京浜地方ノ避難民ニシテ全地ニ於ケル鮮人ノ暴動ノ流言蜚語スルモノアリタルヨリ部民ハ之ニ対シ異常ノ恐怖ニ襲ハレ遂ニ鮮人ニ対スル反抗心ト化シ不安險惡ノ氣勢漲リタリシモ警察官署ニ於テ極力之ヲ鎮靜ニ努メ且ツ何等争鬭ヲ醸成スルコトナクシテ止ミタリ

(5) 伊勢原方面

不逞鮮人ノ京浜地方ニ於ケル暴動ヲ伝フルモノアリタルモ終ニ入リ込ミタル形跡ナク民心ノ反動等ナシ

(6) 秦野方面

全 上

(7) 三崎方面

全 上

(8) 浦賀方面

全 上

(9) 横須賀方面

当地方ニハ現在鮮人二百五十名アルモ極メテ平穩ニシテ一般民衆中京浜地方ヨリ來集セルモノ、流言蜚語ニ依リ竹槍刀劍等ヲ携帯シ徘徊スルモノアル為メ彼等ハ危害ヲ加ヘラレシコトヲ恐ル、状況ナルヨリ警察官署ニ於テハ横須賀市不入斗練兵場ニ鮮人救護所ヲ設ケ散在者ヲ救護收容シ且ツ民衆ニ対シテハ其浮説ナルヲ表明シ不安ヲ鎮靜セシメ凶器ノ所持ヲ禁シタリ

(10) 大磯方面

当地方ニハ不逞鮮人ノ立入り横行暴虐ヲ敢行シタル事實絶無ナルモ一般部民ハ鮮人ガ東京横浜方面ニ於テ大挙暴動ヲ為シタリトノ風評ヲ聞知シ戦々恟々トシテ不安ノ念ニ襲ハレ鮮人発見ノ際ハ殺